

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

篠津中央土地改良区

就退任の別 就任年月日 理事・監事の別 氏名 住所
就任 平成16.9.4 理事 今野 佐祐 樺戸郡月形町篠津原野1727番地12

北海土地改良区

就退任の別 退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所
退任 平成16.8.9 理事 入谷 雄一 空知郡北村字豊里646番地

北海道告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年9月8日、てしおがわ土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第799号

道営土地改良（神居古潭地区経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年9月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 有珠郡壮瞥町字昭和新山93・96（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、164

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

目次

告示

○有害興行の指定.....	(生活文化・青少年室)	21
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(土地改良指導課)	21
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課)	21
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	21
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	21
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	23
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（物品管理課）		24

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		24
○特定調達契約に係る入札の公告.....		25

告示

北海道告示第796号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由範囲
映画	桃尻姉妹 恥毛の香り	オーピー映画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	淫らな唇 ～痙攣（けいれん）～	新東宝映画	
同	美少女図鑑 汚された制服	オーピー映画	
同	スチュワーデス暴行魔 三十路を狙え!	新日本映像	

北海道告示第797号

- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第801号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 爾志郡熊石町字大谷14の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、5の1地先・15(以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 岩内郡岩内町字敷島内459の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町南永寿町2丁目1298の2(国有林)、6の2、92の2、563、1306の1、見晴町205の3
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 白老郡白老町字虎杖浜427の5地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡鶴川町字生田316の1地先・316の1(以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第802号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡倶知安町字大和945の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町字湯浜100の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、100の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 爾志郡乙部町字滝瀬1の30・1の31・1の38（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 爾志郡乙部町字滝瀬241
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 爾志郡乙部町字館浦44の2、44の3
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 爾志郡乙部町字旭岱808（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 航行の目標の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 爾志郡乙部町字旭岱808（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 6(1) 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所 爾志郡乙部町字花磯4の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第804号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年9月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項社団法人北海道警友会の事項中「同 札幌西支部」の次に次の1事項を加える。
- 同 手稲支部

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年9月17日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年9月17日に一般競争入札の公告を行う札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約
- (2) 資 格 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 除雪作業に必要なとする作業員及び除雪機械を稼働させ、次のとおり除雪業務を行うことができること。

ア 平成16年11月1日から平成16年11月30日まで及び平成16年12月29日から平成17年1月2日までの間においては、トラクタショベル（ホイール型、容量1.5～1.7m³、可変ブラウ付き、運転手1名を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、必要時間帯に普通作業員を従事させることができること。（作業員及び除雪機械の常駐（備）を要しない）

イ 平成16年12月1日から平成17年3月31日までの間（平成16年12月29日から平成17年1月2日までの間を除く。）においては、札幌運転免許試験場に除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業に従事させることができること。

なお、常駐の必要人員及び形態等については、入札説明書で説明する。

除雪機械の種類、台数及び常備期間については、次表のとおりとする。

除 雪 機 械	台数	常 備 期 間
除雪グレーダ（ブレード幅3.7m以上）	1台	平成16年12月1日～平成17年3月20日 (平成16年12月29日～平成17年1月2日を除く。)
トラクタショベル（ホイール型、容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、可変プラウ付き）	1台	平成16年12月1日～平成17年3月31日 (平成16年12月29日～平成17年1月2日を除く。)
トラクタショベル（ホイール型、容量1.8m ³ 以上、可変プラウ付き）	2台	平成16年12月1日～平成17年3月31日 (平成16年12月29日～平成17年1月2日を除く。)
ロータリ除雪車（147kw以上）	1台	平成16年12月1日～平成17年3月20日 (平成16年12月29日～平成17年1月2日を除く。)
ダンプトラック（積載10t以上、差枠付き）	1台	平成16年12月1日～平成17年3月20日 (平成16年12月29日～平成17年1月2日を除く。)
	1台	平成17年1月5日～平成17年3月20日
道路作業車（ブラシ付き）	1台	平成16年12月1日～平成17年3月31日 (平成16年12月29日～平成17年1月2日を除く。)

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成16年9月17日から10月19日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のイからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第134号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年9月17日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式
イ 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

(ア) 調達をする特定役務（除雪作業1時間当たりの単価）

除雪グレーダによる作業
トラクタショベル（容量1.5m³～1.7m³）による作業
トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業
ロータリ除雪車による作業
ダンプトラックによる作業
道路作業車による作業
普通作業員による作業

(イ) 調達予定数量

除雪グレーダによる作業 290時間
トラクタショベル（容量1.5m³～1.7m³）による作業 445時間
トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業 846時間
ロータリ除雪車による作業 320時間
ダンプトラックによる作業 399時間
道路作業車による作業 244時間
普通作業員による作業 2,200時間

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年11月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道警察本部告示第133号に規定する札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号060-8520 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成16年10月29日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。ただし、単価契約に係るもの（1の(1)のイ）については免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

(3) 交 付 期 間 平成16年9月17日から10月19日まで

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（1の(1)のイに係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の(1)のアに係る額及び1の(1)のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の(1)のアに係るものは見積もった契約金額の105分の100に相当する金額、1の(1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 1の(1)のアに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 1の(1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282

9 Summary

A . The nature and extent of services to be procured :

- a . Workers and equipment ready 24 hours a day according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"
- b . Workload according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"

(a) Type of work to be contracted :

Motorized grading : cost per hour
Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : cost per hour
Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : cost per hour
Rotary snow blowing : cost per hour
Dump truck operation : cost per hour
Operation of truck for road work : cost per hour
Miscellaneous work by unskilled laborers : cost per hour

(b) Estimated amount of work expected to be contracted :

Motorized grading : 290 hours
Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : 445 hours
Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : 846 hours
Rotary snow blowing : 320 hours
Dump truck operation : 399 hours
Operation of truck for road work : 244 hours
Miscellaneous work by unskilled laborers : 2,200 hours

B . Bid submission time and date : 2 : 00 P. M., October 29, 2004

C . For further information, please contact :

Property Management Section, Facilities Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters
Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2282